

第28回

国有林野管理審議会議案書

東北森林管理局

出羽幹線新設工事に係る国有林野の貸付けについて

(秋田・由利・庄内森林管理署管内)

貸付相手方		東北電力ネットワーク株式会社（以下「東北電力 NW」という。） 秋田支社長 小林 昭仁（秋田森林管理署・由利森林管理署） 山形支社長 飯泉 浩（庄内森林管理署）
用途		特別高圧送電線（鉄塔、架空電線路）敷、一時工事敷
所在地		秋田県大仙市南外南樽岡西の又国有林 2135 林班外 秋田県由利本荘市岩野目沢字稲子沢国有林3林班外 山形県酒田市舩田字奥山国有林 1021 林班外
法令制限等		鳥海国定公園第1種・第2種・第3種、史跡名勝天然記念物、水源かん養保安林、鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊、貸付地、普通共用林野、薪炭共用林野、分収造林、砂防指定地、鳥獣保護区特別保護地域
事業の概要等	区分、種目、数量	土地 森林 約 96ha（送電線敷 約 55ha、一時工事敷 約 41ha）
	位置及び現況	本事業の計画ルートは秋田県秋田市河辺に新設予定の河辺変電所を起点とし、山形県酒田市の八幡変電所を終点とする2県5市町内（秋田県秋田市、大仙市、由利本荘市、羽後町及び山形県酒田市）に位置する。 秋田県と山形県の県境付近から山形県旧八幡町伐透山付近までは標高 700～930mの山岳地で、瘦尾根を経由し、標高 700m以上（最高標高 930m）の山岳地帯を 2.5km通過するルートとなっている。 秋田署管内の事業計画地の現況は、スギ・カラマツを主体とした人工林の他、一部にナラ類などの天然広葉樹林が分布する。 由利署管内の事業計画地の現況は、スギ・カラマツを主体とした人工林の他、県境付近は、鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が設定されており、ブナを中心とした天然広葉樹林が分布する。 庄内署管内の事業計画地の現況は、スギ人工林を主体とした人工林の他、県境付近は、鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が設定されており、ブナを中心とした天然広葉樹林が分布する。
	事業計画	1. 事業の目的等 再生可能エネルギー電源の適地が多い東北電力 NW の管轄管内（東北6県及び新潟県）においては、新規の再生可能エネルギー開発が急増し、既存の送電線に接続（連系）できないケースが多くなっており、国や電力広域的運営推進機関が必要な仕組みや再生可能エネルギー電源の連系拡大に取り組んでいる状況にある。 本事業は、電力広域的運営推進機関が策定した「東北北部エリア電源接続案件募集プロセス」の対策工事の一翼を担う位置づけとなっており、秋田県秋田市から山形県酒田市を結ぶ地域において 50 万ボルト設計の送電線の新設が計画され、我が国における電力の安定供給・供給信頼度の向上を図るとともに、再生可能エネルギーを中心とした発電事業者からの東北電力 NW の基幹系統設備への接続要望に対応することを目的としている。 なお、本事業は環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象外となっているが、自主的な環境アセスメントが実施されている。 2. 事業概要 (1) 全体 ① 亘 長：96.45km（秋田県側 約 77km ・ 山形県側 約 20km） （国有林側 約 21km、民有地側 約 75km）

事業計画

- ② 鉄塔数:232基 (秋田県側 185基、山形県側 47基)
(国有林側 53基、民有地側 179基)

(2) 国有林野内

- ① 秋田森林管理署:面積 約17ha、亘長 2.81km、鉄塔数 8基
② 由利森林管理署:面積 約37ha、亘長 9.53km、鉄塔数 23基
③ 庄内森林管理署:面積 約42ha、亘長 8.70 km、鉄塔数 22基
合 計 :面積 約96ha、亘長 21.04 km、鉄塔数 53基

3. 環境保全措置等

本事業を計画している箇所の周辺において、令和3年4月～令和6年3月の間、猛禽類、希少動植物の生息・生育を調査し、工事による影響を予測するとともに種の保全対策等の検討を行うこととしている。

また、調査結果や保全対策等については、有識者へのヒアリングを秋田県側と山形県側の動物・植物のそれぞれの専門家に対し、計6回実施している。

本事業における基本的な環境保全対策は以下のとおりとしている。

- (1) 樹木の伐採量、土地の改変面積は必要最小限に抑える。
具体的には、可能な限り既設林道を活用し、モノレールやヘリコプター、索道を活用した資材運搬とする等の工事用道路の新設を最小限にとどめる計画としたことや鉄塔高を80m～90mとすることで送電線下の立木伐採を最小限とする。
- (2) 基礎杭工事等で低騒音工法を工夫する。工事中に使用する重機類は低騒音・低振動型のものを用い、発破の使用は最小限に抑える。また、休憩時、昼食時等にはエンジンを停止する。
- (3) 工事現場内に留まる車両及び工事の従事者数を必要最小限にする。
- (4) 工事終了後、資材搬入路、索道の基地、エンジン場、ドラム場、ヘリポート等、新たに改変した場所は、可能な限り速やかに復元緑化するとともに、鉄塔敷地内の緑化も行い、周辺環境との調和を図る。復元緑化の際には、可能な限り在来植生の種子や表土・根株を活用し、外来植物は極力使用しない。
- (5) 営巣期(イヌワシ:12～6月、クマタカ:2～8月)は工事を実施しない。
やむを得ず営巣期に工事を行う場合は、ヒナの孵化後 30 日以降十分なモニタリングのもと、コンディショニング(条件付け・馴化)を行う。なお、大きな工種変更がある場合もその都度コンディショニングを行う。コンディショニングは、アドバイザーの指導・助言を得ながら実施するものとする。
- (6) イヌワシ(八幡ペア)の行動圏内の重機を用いた工事は原則7～10月までとし、小規模な工事についても11月末までには終了する。また、繁殖に成功していた場合は8～10月までとする。
- (7) 各地区の営巣地(営巣林)が変わった場合、新たにつがいの定着が明らかとなった場合には、今回策定した保全対策に準じて速やかに対応策を作成する。
- (8) 希少な植物に関しては、確認された個体数が少ないことから、影響区域外の生育地へ可能な限り全数移植し、移植後のモニタリングを行う。(移植候補の重要種は、鉄塔予定地を中心に13種421株)
なお、重要種であるトガクシソウについては、工事用地の見直しにより生息範囲の改変を回避する。
- (9) 生息地が改変区域に近接する重要な植物については工事開始前に現況を確認し、マーキングや囲い込み等の踏圧対策を行ったうえで工事関係者に周知し、生育地の改変を回避する。
- (10) 道路脇などの排水施設は小動物の落下の這い出しが可能となるような設計を採用し、移動の分断を低減する。

なお、当該工事に関する動植物への影響は、令和6年度までの調査結果をもとに評価されており、動植物の生息・生育への影響が考えられるものについては、環境保全措置対策を実施する。

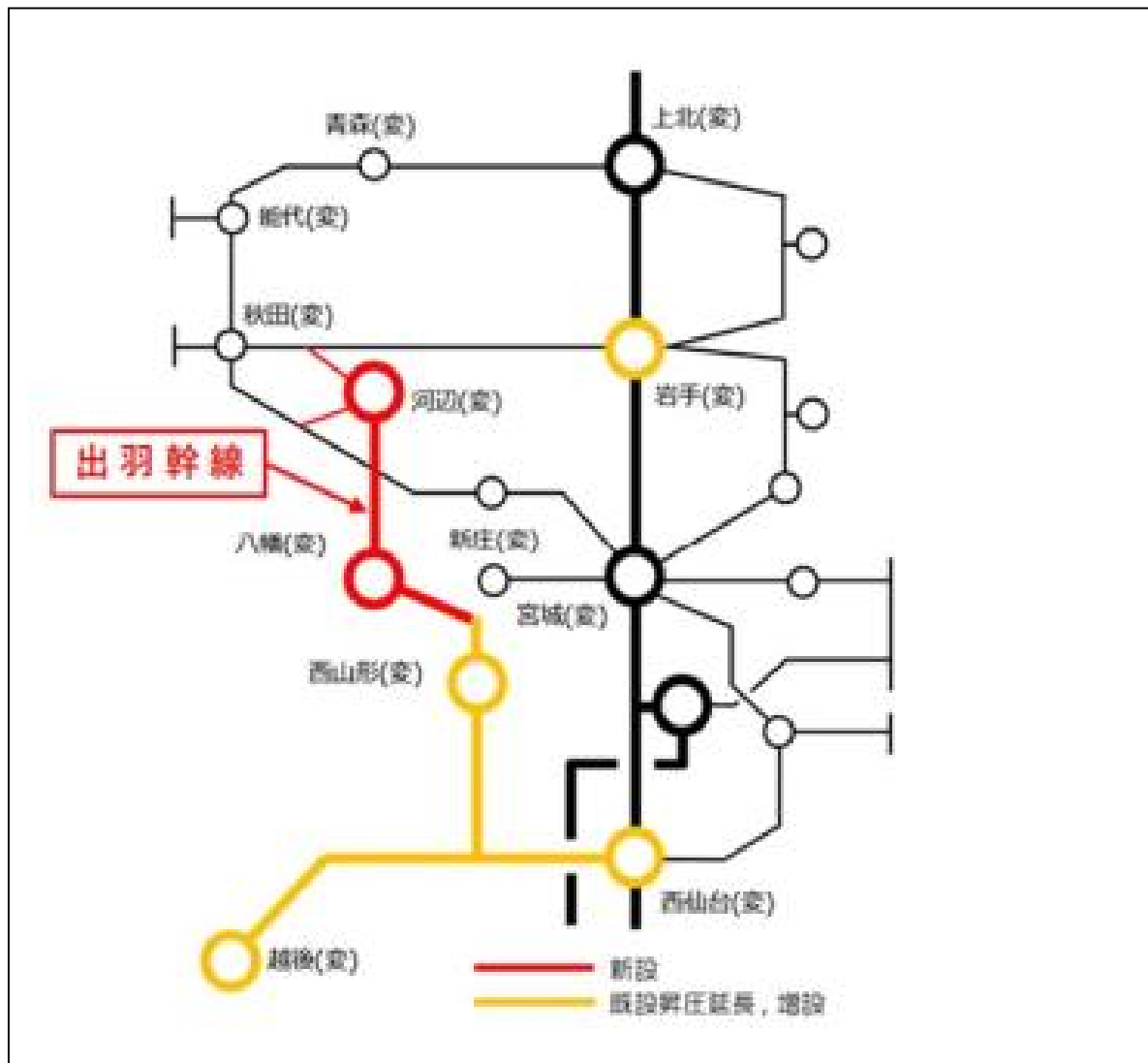
また、令和3年度からの植物・猛禽類調査に関するモニタリング調査により蓄積したデータと知見を最大限活用し、有識者の指導の下、モニタリング調査による継続的な状況監視を実施し、その内容報告を各森林管理署等へ行いながら、工事期間中の動植物への影響把握とその低減に努める。

4. 緑の回廊内の保全措置

鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊は、奥羽山脈緑の回廊に接続する形で東北地方の西南部に緑の回廊を設定し、保護林及び緑の回廊のネットワーク化を進めることに

	事業計画	より、森林の連続性の確保、森林生態系の一層の保護・保全を図り、もって、生物多様性の維持に資することを目的としている。 本事業のうち秋田県と山形県を跨ぐ由利森林管理署、庄内森林管理署管内の亘長約 5.7km の送電線(鉄塔数 14 基)が当該緑の回廊を通過する計画であるが、鉄塔高を高くするなどの対策により送電線下の立木伐採を回避することにより、緑の回廊の連続性を確保するなど、野生動植物種の生息・生育環境に影響しないよう配慮している。 また、鉄塔敷(1 基あたり約 500m²)と作業ヤード敷等の改変区域では、3の環境保全措置を講じる。 さらに、工事期間中においてモニタリング調査を継続し、支障がある場合は必要な対策を講じることとしている。 本事業については、令和 5 年 10 月に開催された森林・林業や自然環境に関する専門家等により構成される保護林管理委員会において、緑の回廊内での希少動植物、猛禽類等の調査結果及び保全対策について報告を行った結果、委員からは環境保全対策の見直しを求める意見はなかった。
貸付理由		- 我が国における電力の安定供給と供給信頼度の向上を図るとともに、再生可能エネルギーを中心とした発電事業者からの東北電力 NW の基幹系統設備への接続要望に対応することを目的としている事業であり、ひっ迫する電力需要の緩和や再エネ電源の有効活用のため、50 万ボルト基幹系統の整備が急務であり、本事業は公共性・公益性の高い一般送配電事業であること。 - 本事業は、①送電線敷、一時工事敷は、環境保全措置の観点から保安林、緑の回廊、希少植物生育箇所等を極力回避していること。②工事車両及び資機材運搬車両の走行は可能な限り既設林道の活用、モノレールやヘリコプター、索道を活用した資材運搬とする等の土地の改変を抑制し、最小化を図る計画となっていること。③鉄塔高を高くすることにより、送電線下の立木伐採を極力回避され、緑の回廊内等での動物の移動の分断を低減していること。 - 秋田、由利、庄内の各森林管理署における伐採・搬出計画等の国有林野事業と本事業の工事は調整を図ることを前提としていること。 また、分収造林地を含む国有林野に係る第三者の権利が設定されている箇所と本事業の工事が重複する箇所は、すべて調整が図られる見込みとなっていること。 - 新設する工事用道路は、「林道規程(林野庁)」に準拠した仕様であり、工事終了後、林業専用道として国有林での活用が可能であること。 - 送電線敷及び一時工事敷の使用に当たっては、森林法の保安林指定解除、各法令許認可や利害関係者の同意が必要であるが、関係機関との協議のうえ許認可申請等の手続を行う予定であり、法令許認可及び利害関係者の同意はすべて取得できる見込みとなっていること。 これらのことから、事業計画(用途、利用計画及び環境保全措置等)が適切であるとともに、国有林野の管理経営に支障は認められないことから貸付けしようとするものである。
貸付方法		貸付契約(送電線敷)、使用許可(一時工事敷)
適用法令		(貸付契約根拠) ・国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第1号(国有林野の貸付け 公用、公共用又は公益事業) (使用許可根拠) ・国有財産法第 18 条第6項 (随意契約適格条項) ・会計法第 29 条の3第5項(随意契約) ・予算決算及び会計令第 99 条第 21 号(公共用、公用又は公益事業) ・予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の規定に基づき随意契約によって国有林野の産物又は国有財産を売り払う場合等について(平成 25 年3月29 日付け 24 林国管第 172 号林野庁長官通知)の別紙第1の(二)の2の(1)のス(電気事業法第2条第1項8号に規定する一般送配電事業)

【参考 1】



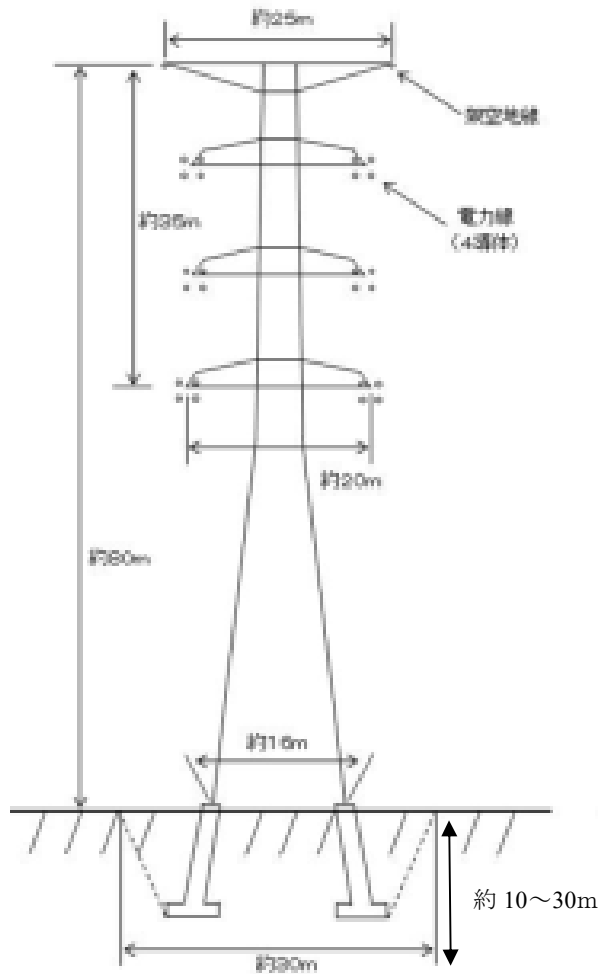
1.募集プロセス対策工事の概要と出羽幹線新設計画の位置づけ

【参考 2】

耐張型鉄塔(一例)



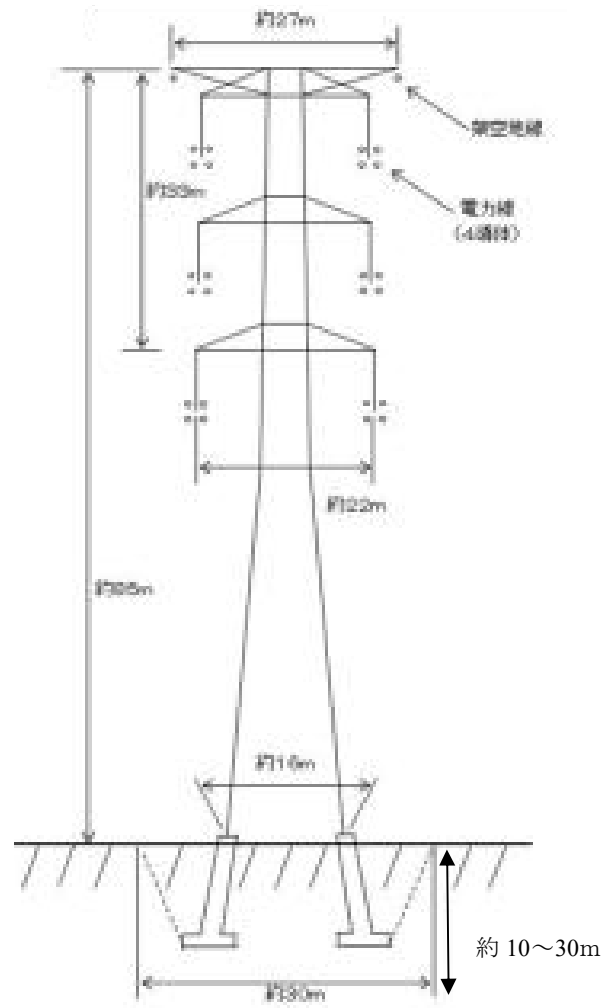
主に水平角度がある個所に使用



懸垂型鉄塔(一例)



主に直線個所に使用



- 1.「電力線」は、電気を流すためのもので、4 本を 1 組にし、鉄塔の左右に 3 組ずつ、合わせて 6 組(電力線 24 本)施設する。
- 2.「鉄塔」は、電線を支えるためのもので、鋼材や鋼管を組立てたものである。
送電線に角度をつける場合は耐張型鉄塔を、送電線を直線的にできる場合は懸垂型鉄塔を採用する。
- 3.「架空地線」は、雷が発生した時、周囲と設備を守るためのもので、鉄塔の頂部に左右 1 本ずつ施設する。
- 4.各部の寸法は、地形等の条件により増減する。



【参考4】

【電力広域的運営推進機関(OCCTO)】(認可法人)

電力広域的運営推進機関は、電気事業法に基づき、中立・公平な立場で、電力の安定供給を維持し、供給システムをできる限り効率化するという趣旨で 2015 年4月1日に設立された団体。

日本の全ての電気事業者が機関の会員となることを義務付けられており、機関は、会員各社の電気の需給状況を監視し、需給状況が悪化した会員に対する電力の融通を他の会員に指示する。

広域機関の位置付け



●3つの目的

1. 電力の安定供給の確保
2. 電気料金の最大限の抑制
3. 電気利用の選択肢や企業の事業機会の拡大